

## 〔検討事項〕 □市民に分かりやすい言葉、表現に努める

### 1. 考え方について

議会は、難解な表現、専門用語等を多用せず、市民にも分かりやすい言葉や表現の方法を用いた議会運営に努めるものとする。

### 2. 福島市議会の状況

□一般質問の問一答方式の導入：平成16年3月

### 3. 参考条文、参考事例等

#### ○上越市 第15条（議会運営）

- 1 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。
- 2 議会は、法第103条第1項の規定による議長及び副議長の選挙を行うときは、所信を表明する機会を設け、その過程を明らかにするものとする。
- 3 議会は、議員間における討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。
- 4 議会は、市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めなければならない。

#### ○流山市 第3条（議会の運営原則）

議会は、次に掲げる原則に基づき運営を行うものとする。

- (1) 公開性、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、市長その他の執行機関の市政運営状況を監視すること。
- (3) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。
- (4) 議員相互間の討議を十分に尽くして、合意形成に努めること。
- (5) 流山市議会会議規則、流山市議会委員会条例及び議会における先例又は申し合わせ事項は、継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。
- (6) 市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること。
- (7) 分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること。